

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県児童福祉施設に関する条例が制定され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、条例で定めるほか、規則で定めることとされたことに伴い、これらの基準について定める。

2 規則の概要

- (1) 助産施設である施設には、2人以上の助産師を置くこと、消火器等の非常災害に必要な設備を設けること、苦情の処理に当たって職員以外の者を関与させること等の助産施設に係る職員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (2) 乳幼児20人以下が入所する施設には、保育士を1人以上追加して置くこと、消火器等の非常災害に必要な設備を設けること、苦情の処理に当たって職員以外の者を関与させること等の乳児院に係る職員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (3) 母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置くこと、消火器等の非常災害に必要な設備を設けること、苦情の処理に当たって職員以外の者を関与させること等の母子生活支援施設に係る職員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (4) 保育所外で調理し搬入する方法により食事の提供を行う場合は、調理員を置かないことができること、保育室等には保育に必要な用具を備えること、苦情の処理に当たって職員以外の者を関与させること等の保育所に係る職員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (5) 児童の遊びを指導する者は、保育士又は社会福祉士の資格を有する者等をもって充てること、消火器等の非常災害に必要な設備を設けること、苦情の処理に当たって職員以外の者を関与させること等の児童厚生施設に係る職員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (6) 児童10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置くこと、消火器等の非常災害に必要な設備を設けること、苦情の処理に当たって職員以外の者を関与させること等の児童養護施設に係る職員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (7) 主として知的障がいのある児童が入所する施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を4.3で除して得た数以上とすること、消火器等の非常災害に必要な設備を設けること、苦情の処理に当たって職員以外の者を関与させること等の福祉型障害児入所施設に係る職員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (8) 主として自閉症児が入所する施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を6.7で除して得た数以上とすること、消火器等の非常災害に必要な設備を設けること、苦情の処理に当たって職員以外の者を関与させること等の医療型障害児入所施設の職員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (9) 主として難聴児が通う施設及び主として重症心身障害児が通う施設を除き、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること、消火器等の非常災害に必要な設備を設けること、苦情の処理に当たって職員以外の者を関与させること等の福祉型児童発達支援センターの職員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (10) 他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該施設の職員（利用者の保護に直接従事する職員を除く。）の一部を併せて設置する社会福祉施設の職員に兼ねることができること、消火器等の非常災害に必要な設備を設けること、苦情の処理に当たって職員以外の者を関与させること等の医療型児童発達支援センターの職員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (11) 児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童4.5人につき1人以上とすること、消火器等の非常災害に必要な設備を設けること、苦情の処理に当たって職員以外の者を関与させること等の情緒障害児短期治療施設の職員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (12) 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、おおむね児童4.5人に1人以上とすること、消火器等の非常災害に必要な設備を設けること、苦情の処理に当たって職員以外の者を関与させること等の児童自

立支援施設の職員、設備及び運営に関する基準を定める。

(13) 職員は、児童福祉司の資格を有する者をもって充てること、消火器等の非常災害に必要な設備を設けること、苦情の処理に当たって職員以外の者を関与させること等の児童家庭支援センターの職員、設備及び運営に関する基準を定める。

(14) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県婦人保護施設に関する条例が制定され、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、条例で定めるほか、規則で定めることとされたことに伴い、これらの基準について定める。

2 規則の概要

(1) 調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができること等の婦人保護施設に係る職員、設備及び運営に関する基準を定める。

(2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。